

番号	(1)
項目	大阪市には、入札参加資格業者やすでに落札して工事を進めている元請け業者及びサプライヤーに対して国連人権理事会の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく具体的な指導を求めます。大阪市として、どのような機関で、どのように対処・善処するのかを回答してください。
(回答) 市政外のため、回答できません。	
担当	市民局総務部総務担当 電話：(06-6208-7311)

番号	2. 「不当労働行為が認定された企業の違法性」
項目	(2) また、公共工事の品質確保の促進に関する法律、基本理念（3条8項）、発注者等の責務（第7条）について大阪市として、どのような機関で、どのように対処・善処するのかを回答してください。
(回答) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）に定める基本理念（品確法第3条第8項）に則り、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件等について配慮がなされることにより、公共工事の品質が確保されなければならないと考えております。 このため、本市は、発注者等の責務（品確法第7条）に則り、予定価格や最低制限価格等の適切な設定、計画的な発注等に努めています。 本市の競争入札参加資格者名簿に登録がある有資格者において不当労働行為が認定された場合には、大阪市競争入札参加停止措置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、入札参加停止措置を検討することとしています。 要綱では、入札参加停止措置期間中の有資格者が本市の契約の全部又は一部を下請けし、若しくは受託し、又は契約保証人となることを承認してはならないと定めております。 引き続き、公共工事の品質確保の促進に努めてまいります。	
担当	契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ） 電話：06-6484-7062